



Title	Shakespeareのnationalism
Author(s)	山際, 巖
Citation	明治大学教養論集, 46: 48-63
URL	http://hdl.handle.net/10291/8931
Rights	
Issue Date	1968-12
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

Shakespeare の nationalism

山 際 巖

King John の中で Shakespeare は「illegal な国王にたいする忠誠」という厄介な問題を取扱った。Faulconbridge は King John が篡奪者であることを知りつつも最後まで彼に忠誠をつくすが、作者は Faulconbridge をすぐれた英雄として描き出すことによって、一つの結論を与えている。この結論は王権神授説の立場から見るときけって orthodox ではない。しかし Shakespeare がこの思想を信じていなかったかと言えば（あとで詳しく述べるように）けってそうではない。この矛盾を、私は『Shakespeare の愛国心とその周辺』という題目の小論で考察した。Shakespeare の愛国心にはその他いくつかの興味深い aspect が見られるけれども、それらについては紙数の都合上ここでは割愛せざるをえなかった。以下の敘述ではそこで言及できなかったいくつかの様相をやや at random にとりあげ、補足的な説明を加えたい。その場合、これらの様相に共通する市民的な性格に注目しながら敘述を進めたい。いわばこれは『Shakespeare の愛国心とその周辺』の続編である。

I 王権と Papacy の対立

イギリス絶対王制が確立すると、国民は政治的にも文化的にもローマ法王の権威から解放されて、そのかわりに国王という新たな権威に従属することになる。このような新しい秩序の実現する過程——統一的な国民国家として完全に独立してゆく過程——には、絶えず王権と Papacy の対立が存在していたこと

になる。だからスペインとの関係には二重の意味があった。一つは海外市場の争奪をめぐる国際商業戦における敵対関係であり、一つは旧教国盟主としてのスペインと Anglicanism の英国との対立である。つまり宗教的な関係と経済的な関係が相互にからみあっていた。

King John は、王権と Papacy の闘争を扱った (Shakespeare の) 唯一の戯曲である。つまりこの史劇にも、一見したところ題材は Shakespeare の時代から古く四百年ほどもさかのぼるが、高度の「現代性」と政治性が含まれていた。この作品にあらわれる主要な政治的諸契機は、John にたいする法王の干渉、Arthur の投獄と死、貴族たちの動静、フランスとの対立などである。これら相互の関係は Shakespeare の時代に現実の問題として存在した諸関係に酷似している。Elizabeth 女王にたいする法王の干渉、Mary (Stuart) の投獄と処刑、貴族たちの動静、スペインとの対立——などの相互関係がそれである。この parallel な図式は Shakespeare が明確に意識していたものである。

もし Elizabeth 女王を庶子とみなせば⁽¹⁾、イギリス王位の正当な継承者は Mary であった。前者を倒して後者を立てようとする陰謀が旧教徒たちによって何度も企てられ、スペインの Felipe 二世はこれを後援していた。スペインが英国を攻撃する決意を固めた直接の動機は Mary の処刑 (1587年) である。法王とスペインの間には緊密な同盟関係が結ばれ、「スペイン軍が英国に上陸すれば、直ちに五十万ダカットが法王よりスペインに支払われる。もし英国を征服したら、スペインはそこにカトリック支配を樹立し、法王によって承認される」⁽²⁾ という協定までであった。1558年における無敵艦隊の敗北がこの試みに一応の終止符を打った。

以上の事情を考慮すれば、*King John* は、文学的観点からみて偉大な作品と考えることはできないが、Shakespeare の歴史観と政治思想を知るためには、きわめて重要な作品であることが理解される。彼が一連の史劇を創造したとき、彼はたんに劇作家であったばかりでなく、他方においては同時に歴史家と

(1) Henry 八世と Anne Bullen の結婚を旧教徒たちは認めていなかった。

(2) Lily B. Campbell, *Shakespeare's Histories*, p. 140

しても振舞っていたと考えられる。さまざまな歴史的素材を整理して戯曲の形にまとめあげることは、劇作家としての才能をも必要とするが、同時にまた一定の歴史観がなければ不可能であろう。Shakespeare の場合、歴史観はまた政治哲学でもある。なぜなら過去の歴史の中に現在のための政治的教訓を読みとろうとしているからである。

Canterbury の Archbishop である Hubert Walter が死んだとき、その後継者として John は Norwich の bishop であった John de Gray を Archbishop に任じた。法王はその任命を無視して、Stephen Langton を後継者として英国に遣したが、John は彼を入国させなかった。そこで法王は Pandulph を使者として派遣した。Innocent 三世の使者 Pandulph にたいする John の激しい応答について Quiller-Couch は次のように説明している。「John を挑戦的に語らせる Shakespeare は、彼を Protestant England の代弁者として描いている。…“England for England” というのが John の motto であった。それはまたこの劇の motto でもある——作者は John を腹黒い人物として描かねばならなかったけれども。」⁽³⁾

John の毅然とした応答を見よう。

この下界のいかなる名をもって、神聖な国王に尋問し返答を強要するのか。予に返答をさせるために法王の名を借りたが、これほどとるに足りないくならない名はない。彼にそう言って、そしてイギリス国王の語った言葉として次のことをつけ加えよ。イタリアの僧侶などに誰一人としてわが国で税をとりあげさせるわけにはゆかない。予は神のみに仕える主権者 (supreme head) であるから、人間の助けは借りず、神のみを奉じて国を支配しかつ大権を握っている。法王と彼の不当な権利をうやまうのはやめて、そのように申し伝えよ。 (〈3の1〉)

フランス王はこれを聞いて John を諫め、そのような応答は冒瀆であると言

(3) A. T. Quiller-Couch, *Historical Tales From Shakespeare*, p. 79

う。John はこの忠告を意に介せず、かえって今度はフランス王にむかい、免罪符にたいする批判を始める。この批判は *Troublesome Raigne* に該当箇所がなく、Shakespeare 自身のものであると言われている。

あなたがたキリスト教国の国王たちが、金で取り消してもらえるような破門を恐れて、このお節な坊主の言いなりになっても、あなたがたがみんな卑しい金、^{かね} かなくそ、ちりあくたの力で、一人の人間から汚ない免罪を買うとしても、……あなたやそのほかの連中が愚かにも欺かれて、この手品師に貢物を捧げて大切にしても、——私一人になっても法王と争い、彼の味方を私の敵とみなします。 (〈3の1〉)

John の堂々とした見事な言葉にはいろいろな意味が含まれている。すなわち法王は神の代理者ではなくて一人の聖職者にすぎないこと、法王の名に一文の価値も認めないこと、国王は法王にではなく神に直接従うこと、だから英国を支配する権利も直接的無媒介的なものである⁽⁴⁾こと、などである。さらにまた、法王は神の免罪ではなくて自分自身の免罪を売るのであること、また金で買える免罪は腐った免罪であること、などである。これら一切の意味することは、ローマ・カトリック教会の支配にたいする抵抗であり、国家的独立への願望と努力である。

John が正統の国王でないこと、そして彼が悪い人間であること（というよりはむしろ彼の性格に統一がないこと）は、これら John の言葉の効果を弱めている。とくに、あとになって Pandulph に卑屈な妥協をするという事情が、John の挑戦的な言葉の威力を半減させている。けれども引用されたこれらの言葉に作者自身の考えが表現されていることは確かである。

Shakespeare の時代には、宗教的な問題を政治的な立場ぬきで考えることは不可能でであったが、同時に経済的な問題も大きくからんでいた。封建時代の

(4) ただし、作者が John に語らせている *supreme head* という言葉は *anachronism* (記時錯誤) である。

教会は事実上大きな封建諸侯の一つ、しかも最大なものであって、中央集権の実現を妨げ、おそろしく金持で、法王に忠誠を誓い、イギリス国王に税を払うことを拒絶した。「つまりここには、国王の臣下の忠誠心を二つに分けてその半分を取り、驚くほど多くの土地と貨幣の財産をもっている超国家的な権力があったのだ。この財産からの収入は国王の金庫に入らないで、ローマへの貢納として国を離れた。」⁽⁵⁾ 教会が事実上大きな封建諸侯の一つであったということは、同時にまた、それが国内における統一市場の形成を妨げていたことをも意味する。だから教会と敵対的な関係にあったという点でも、国王と商人たちの利害は一致していたことになる。

Ⅱ イギリスの宗教改革と nationalism の関係⁽⁶⁾

Shakespeare はいわば John 王の口をかりて Protestant England の立場を主張していると考えられるのであるが、ここですこしイギリスの宗教改革に見られる特色にふれておきたい。それは国王が指導したいわば上からの改革であったことと、教義の変化が徹底的でなかったということの二点で特徴的である。ドイツでは nationalism の発展が充分ではなかったので、法王の干渉と闘うためには、国民のあらゆる階層を動員し、教義を徹底的に変えなければならなかった。これに反し、英国では nationalism の発展が早くからみられ、国内における法王権はかなり弱くなっていた。だから教会がローマから分離することもそれだけ容易だったのである。

周知の歴史的事実を述べて Anglicanism 確立の過程をざっと辿ってみよう。1529年に召集された宗教改革議会は、ローマから独立するための立法を行い、Henry 八世が法王から破門されるとすぐ「国王至上法」(Act of Supremacy)を通過させ、イギリス教会の支配者は国王であることが宣言された。Elizabeth

(5) L. ヒューバーマン著、小林良正・雪山慶正共訳『資本主義経済の歩み』(岩波書店)上巻、115ページ。

(6) nationalism はまず国家としての「独立」と「統一」の二つを意味する。この両側面は国家「意識」(この意味もまた nationalism という言葉に含まれる)のレベルでも存在する。

女王は1559年ふたたび至上法を通過させて僧侶の任免権を握り、「礼拝統一令」(Act of Uniformity)によって国教に全国民の服従を強制し、1571年「イギリス教会の信仰箇条」(Articles of the English Church)を確立し、ついに Anglicanism が完全に成立した。

このようにして Anglicanism は絶対王制に適応する形での宗教改革となった。だから当時の英国を支配した国家至上主義的な宗教観は、信仰の自由という近代的理念とは一致しない。初期の Elizabeth 朝時代の理念を、Bishop Jewel は次のように宣言する。「どのような天職にあっても——修道僧でも、説教師でも、予言者でも、使徒でも——すべての人は国王と治安判事に服従しなければならない。これがわれわれの教義である。」⁽⁷⁾ 僧侶たちは絶対主義国家の官僚群に編入されて、国王の忠実な臣下となった。

「女王が教会と国家の supreme head であることに異論はなかった。彼女が神の特別な恵みの下にあり、王国における神の代理人であることを、演説や公的な文書の中で彼女は絶えず主張した。…だから、確立した秩序にそむくことは、その秩序を支持する人々の考えでは、神を侮ることであった。このような見解は Sir Thomas More の中でも強調されている。More がロンドンの暴徒たちを相手に演説する場面がそれであるが、この場面は Shakespeare 自身の加筆部分であると見なされている。」⁽⁸⁾

なぜならば神は王にたいして、畏怖と正義と権力と命令の権をお与えになったのです。そして王には統治の、諸君には服従の義務を課せられたのです。しかも一層の威厳を増し加えるために、彼自身の姿と、王冠と剣とを王にお与えになったばかりでなく、その名前すらも与えられて、地上の神とお

(7) G. M. Trevelyan, *English Social History*, p. 174. 信仰の近代的理念は政治上の近代的理念に対応する。すなわち国王も貴族も平民も、神の前で同じ罪人にすぎないから、生まれながらの人間としては平等である——という見解である。

(8) H. Granville-Barker & G. B. Harrison, *A Companion to Shakespeare Studies*, pp. 173-174.

(9) 中野好夫氏の訳文を拜借した。『総合研究——シェイクスピア』(英宝社) 24ページ。

呼びになるのです。だとすれば、このように神の定め給うた王に叛くことは、とりもなおさず神に叛くことに他なりません。(9)

イギリスの宗教改革が政治的色彩にぬりこめられていたこと、絶対王制に適合させられたことがこれで理解される。ローマ法王の権力はすっかり排除され、国王は直接に神の代理者であり、教会をも含めて国家の最高元首となった。

旧教徒は国家によって Puritans よりも危険な分子と見なされた。1570年に法王 Pius 五世は Elizabeth 女王を破門し⁽¹⁰⁾、女王にたいする旧教徒の忠誠の義務を解いた。彼らは一般に古い信仰と秩序の復活を望んでいて、あるものは頑固な信仰のために叛逆者として処刑された。しかし彼らのうちのまたあるものは国民感情が(つまり国家意識が)信仰心よりも強く、比較的寛大な Elizabeth 女王の政策に妥協した。

Shakespeare の国家意識は確固たるものであるが、彼の反カトリシズムは比較的穏健である。それは例えば Pandulph の描き方にもあらわれている。*King John* のテーマと意図が国家意識の昂揚であり; また他ならぬ Pandulph が法王の代理者で、英国を危難と屈辱に落とし入れた人物であるにもかかわらず、彼は有能で毅然とした僧侶として描かれている。法王の使節としては、Philip 王にたいする態度も John 王にたいする態度も、また総じて問題の処理の仕方すべてが適切で申し分ない。

このことはまた粉本の扱い方についても言える。*Troublesome Raigne* では、Faulconbridge が僧院を略奪するとき、僧侶や尼僧たちのいかがわしい場面がある。「この場面は Protestant 的な感情の新鮮な当時の観客にとって確かに愉快なもの」⁽¹¹⁾であったにちがいないが、Shakespeare はこの場面を削除してしまった。

(10) このことは *King John* の中で John が Innocent 三世に破門されることと parallel の関係にある。

(11) K. Deighton, *King John*, Introduction, p. xix に Gervinus の言葉として引用されている。

(12) Elizabeth 朝時代の人々には、Shakespeare をも含めて、きわめて現世的な一面があった。“… but there was also something more characteristically Elizabethan, an

このように穏健な態度は、旧教徒にたいする Elizabeth 女王の寛大な政策と共通するものがあるように思われる。法王の干渉や圧迫に反発する明確な国家意識と同時に、国内の旧教徒にたいするこのような寛大で穏健な姿勢があるということは、結局はおおらかで現世的な⁽¹²⁾ 人生観につながる聡明な現実主義を示すものであろうか。見方によっては、この現実主義もまた、国内の分裂を防ぎ国家の「統一」を願うという、nationalism の別な側面につながると言えよう。

Ⅲ 君権神授説と nationalism の矛盾

法王権との闘争において、君権神授説のはたした役割は大きい。ローマに抵抗し、国民的独立の代表者である国王の地位を強化するために国王の神聖が強調された。「神授権説は…戦闘的な Catholicism にたいする防衛の武器として生まれたのである。」⁽¹³⁾ このように、君権神授説は nationalism を支えるイデオロギーの一形態なのであるが、面白いことに、Shakespeare の場合この思想と愛国心とが必ずしも両立していない。その矛盾は Lancastrian Tetralogy (なかでもとくに *Richard II*) においてかなりはっきりした形であらわれている。

まず *Richard II* にあらわれる Shakespeare の愛国心を見よう。Shakespeare の愛国心を問題にするとき、浪漫的で気骨のある John of Gaunt が死の床で国を憂いながら述べる言葉がしばしば引用される。

歴代のこの王座、…第二のエデン、天国といってもよい楽園、外国の悪影響と侵略に備えて自然が築いたこの要塞、この幸福な人種、…城壁ともなり堀ともなって役立つ銀の海にはめこんだ宝石、祝福された土地、この大地、このイングランド…
(〈1の2〉)

attitude to religion that is not primarily Catholic or Protestant, Puritan or Anglican, but which evades dogma and lives broadly in the spirit. It is common to Shakespeare and to the Queen herself". (G. M. Trevelyan, *op. cit.*, p. 173)

(13) G. P. グーチ、『イギリス政治思想 I』(岩波書店)、11ページ。

祖国にたいする愛と誇りにみちたこの台詞は有名であるが、Quiller-Couch も、子供むきに書かれた *Historical Tales From Shakespeare* の中で、わざわざ該当箇所29行を引用し、英国の少年少女にむかって次のように語っている。「比類のないこの悲しみの表現は、ほかならぬ Shakespeare の言葉によらなければ不可能である。自分の国を愛する年頃になったら、英国の少年なら誰でもこの言葉を（その中にある悲しみは忘れて）暗記しなければならない。どんなに早い年令で覚えても早すぎることはない。Gaunt の流したような涙は、祖国をよろこびとし誇りとする心、祖国のほまれを熱烈に愛する心が泉となって流れ出すものである。」⁽¹⁴⁾ Gaunt の祖国讃美が今日でも英国人の心に訴えることがこれによって理解される。

Gaunt の台詞について J. D. Wilson が述べている感想も興味深い。「Shakespeare には二つの先入観念がある。一つは England の最も重要な利害を愛国的に主張することであり、それは国王とか臣下の利害よりもはるかに重要である。この主張を、Shakespeare は死に瀕している Gaunt の口をかりて述べている。もう一つの先入観念は、油を塗られた君主の神聖にたいする、ほとんど宗教的な信仰である。この二つの先入観念は、この劇が取扱う歴史的な事情のもとではお互に相容れない。この矛盾は劇的背景の一部である。」⁽¹⁵⁾

Shakespeare が君権神授説を信奉していたことは、さきに引用した *Sir Thomas More* における彼の加筆部分によっても明らかであるが *Richard II* においても、この作品に登場するなかで最も誠実高潔な人物 Carlisle の口をかりて、彼は同じ思想をはっきり表現している。⁽¹⁶⁾

臣下たるものがどうして主君に宣告を下すことができますか？ そしてここに臨席するものでリチャード王の臣下でないものがおりますか？ 盗賊を

(14) A. T. Quiller-Couch, *op. cit.*, p.99

(15) J. D. Wilson, *King Richard II* (The New Cambridge Shakespeare), Introduction, p. xxxv.

(16) 登場人物の言葉と作者自身の言葉とをみだりに同一視することは誤りであるが、Carlisle はこの台詞を述べる時にコーラス役を演じていることに注意すべきである。

裁くときでさえ、その場で言い分を聴取します、たとえその罪が明らかであっても。しかるに神の代理者、神の軍勢を率いる將軍、神の代弁人、聖油を注がれ、王冠をいただき、多年にわたって位にある国王を、身分の低い臣下の分際で、しかもその不在中に裁くというようなことがあってもよろしいのですか？ おお神よ、キリストによって罪を贖われた人々が、キリスト教国においてそのようないとわしい、おそろしい、汚らわしい振舞をいたしませんように！ 神に励まされ、臣下の一人として主君のため、同じく臣下である方々におもいきってこのように申しあげるのです（〈4の1〉）

ところがこの作品の中では、このような王権の *divinity* と愛国の立場が一見相容れない矛盾となっているのである。つまり、神聖で不可侵たるべき権利の所有者が、もし国民の期待を裏切り、祖国の威信を傷つけたらどうなるのか。そのような矛盾を *Shakespeare* がどのように解決したかを見ることは、彼が信奉する君権神授説の *nuance* を理解し、彼の愛国心の内容を知るための手掛りとなる。

この問題は、*Richard II* だけでなく、*Henry IV* 二部作、*Henry V* をもあわせて考えなければ解決がつかない。これらの作品は『ランカスター家四部作』(*Lancastrian Tetralogy*) としてテーマの一貫性をもっている。神聖不可侵の存在であるはずの国王 *Richard* は、神の代理者であるにもかかわらず王座から追われてしまった。皮肉なことに、君権神授の思想を主張した *Carlisle* は反逆罪に問われた。神の意志で国王になった *Richard* を必ず神が守る、という *Carlisle* の信念は誤りであった。これが四部作の発端であり、その最後では、祖国の威信を海外に輝かした *Henry V* が、王位篡奪者の息子であるにもかかわらず、国民的英雄として作者によって讃美される。*Henry V* の存命中は、彼が正統の王でないことは忘れられ、彼の権利が *illegal* であることは許されている。つまり国家の利害が最高の関心事であり、王権の *divinity* は第二

(17) *Lancastrian Tetralogy* の全体的考察は『シェイクスピア史劇の一側面（その2）』（『駱駝』第11号）ですすでに試みたので、ここでは詳しく述べない。

義的な問題に低められ、「侵すべからざる」世襲の権利は条件的なものとなる。(17) 君権神授の思想が無前提的な理念ではないものとして示されているところに作者の **realism** がある。

このようにまたしても多少異端的な結論は、国王と同盟を結んだ商人たちの立場を、屈折した形をとってはいるが、よく反映しているように思われる。前にも述べたように、**Shakespeare** の時代には、商業資本の利害が「国家」の利害として——つまり **national** なものとして——擬制されていたからである。

これは **Shakespeare** の意図した結論ではなかったかもしれない。もし彼の意図にかかわらず、彼の **realism** の結果としてこのような結論が示されているのであれば、「芸術的形象はほとんど常に作家の思想より広い」(18) という命題がここでもあてはまる。もしこれが彼の意図的な結論だったとすれば、この四部作はきわめて説得力をもった作品群である。いずれにしても君権神授説のイデオロギー的性格がよく示されている。絶対主義が反動化した **James I** の時代であったら、このような作品群はおそらく生まれなかったであろう。

ここでもう一度、君権神授の思想が果たした歴史的な役割にふれておきたい。前述したように、そもそもこの思想は **nationalism** の形成と密接な関係にある。それは形成途上にある国民国家を代表する王権が、一方においてローマ法王と闘い、他方において封建諸侯と闘う武器として用いた思想である。すなわち王権は、法王を介在させず、直接無媒介的に神から委任される——この点にこの思想のローマにたいする大きな戦闘的意味があった。他方において、世襲の権利の主張は、国内の封建諸侯を抑えて中央集権の確立を助けることになる。

現代人のわれわれから見る場合、その不合理性のゆえに、君権神授説は反動的な役割しか果たさなかったように考えられがちであるが、**nationalism** が形成されつつあった時代には、充分進歩的な役割を果たしたのである。それがあきらかに反動化したのは17世紀に入ってからであり、そのとき近代的な諸勢力に対立するイデオロギーに転化した。**Shakespeare** がこの思想を説くときは

(18) 東郷正延編『文学理論』（青木書店）第一巻、117ページ。

nationalism の伝統の上に立っていること、しかもそれが現実主義的に修正されていることが特徴的である。この修正は、実は矛盾ではなくて、商業資本の利害に一致しているという点で首尾一貫している。

IV Shakespeare の愛国心にみられるある気質について

以上で述べたことは、いわばメダルの表側の考察であった。最後に同じメダルの裏側を瞥見してみよう。

King John の最後の場面で、Faulconbridge はこの作品のテーマを要約する。「イングランドの貴族も平民も結束すれば、法王もフランスもスペインも恐れるに足りない」という趣旨の要約である。Faulconbridge が述べるこの愛国的な結語に攻撃的な調子がないことを指摘する学者もある⁽¹⁹⁾ が、この指摘にはあまり意味がないように思われる。防禦的な姿勢がみられるのは、たまたま文脈上そうなかっただけで、そこから Shakespeare の思想にかんする一般的な意味は汲みとれないようである。反論として *Henry V* にみられる攻撃的な気分が例として挙げられよう。

Henry V がまだ皇太子であった頃、父の Henry IV は彼に次のような助言を与えた。

変りやすい人々の心を、外国との戦争で忙しくするがよい、争いを国外に運び出して、昔の記憶を消し去ることができるように。⁽²⁰⁾

キリストの墓を占領しているマホメット教徒を討つため、十字軍遠征を Henry IV が企てたのも、息子への忠告をやはり自分自身も実行しようとしたのである。それは、王位篡奪者としての、すなわち神聖な国王を王座から追い落した

(19) 斎藤勇、『シェイクスピア研究』(研究社) 189ページ。

(20) *King Henry IV*, Part II, Act IV, Scene V. 「昔の記憶」とは Bolingbroke による王位の usurpation を指している。

罪人としての、自分にたいする神の怒りをなだめることになると考えたためでもあろう。しかし宗教的な動機よりは政治的な考慮のほうが強かったのではないだろうか。

Henry V の開幕早々、即位したばかりの新国王は、フランス攻撃の是非を僧侶たちに相談する。*Henry V* は、結果的に言う、国内における不平不満のはけ口を国外にむけてそらし、父の助言を実行したことになるのであるが、主観的にはどのような動機に支配されたのであろうか。またそれを *Shakespeare* 自身はどのようにわれわれに示しているであろうか。

Quiller-Couch は、*Henry V* の対仏戦開始の動機を説明するとき、父の助言が彼の念頭にあったと断言する。「彼は父の死際の忠告——海外の征服で貴族たちの心を忙しくし、そうすることによって王座を強固にせよという忠告——を忘れてはいない。(中略)すでに若いマーチ伯をめぐって陰謀が企てられていた。厳密に言うところのマーチ伯が王位継承者であることを、人々はまだ忘れてはいなかった。英国の王冠と大封建領主との間に必ず生ずる大きな闘争に備えて、国王にとっては今こそ自分を強固にすべき時であった。」⁽²¹⁾

対外戦争というものが、国民の関心を国内の矛盾からそらすものだということ、またこのことを為政者たちはよく利用するということを *Shakespeare* は承知している。さらに例を挙げるならば、反乱した *Jack Cade* 一味を説得しようとする *Clifford* の言葉などもここで想い出される。

フランスへ！ フランスへ行け！ 失ったものを手に入れるのだ。⁽²²⁾

というわけで暴徒たちの矛先をフランスへ向けることに成功する。

しかし *Henry V* の場合は、*Quiller-Couch* のように考えると、*Shakespeare* は自分自身の意図を裏切ることにならないだろうか。なぜなら対仏戦争のそのような *motivation* 解釈は、*Henry V* を美化しようとする彼の目的と矛盾する

(21) A. T. Quiller-Couch, *op. cit.*, p. 183

(22) *King Henry VI*, Part II, Act IV, Scene VIII.

からである。Henry V が対仏侵略に踏みきった動機を、Shakespeare は意図的にはむしろ別の観点から説明しようと努力しているように思われる。そしてその努力が必ずしも成功していない点が面白い。

対仏侵略の正当化は形式上サリー法典 (Lex Salica) の解釈如何にかかっている。1328年フランスの Capet 王朝最後の王 Charles IV が男子の後継者がないままに死んだ。血統上一番近いものはイギリス王 Edward III であった。彼の母 Isabella は Charles の姉にあたる。しかしフランスの国民は、フランスと敵対関係にあったイギリス国王を後継者にはさせまいとした。そこでフランスの法律家たちはフランクの古法であるサリー法典を根拠として Edward の王位継承に反対した。この法典は女子の相続を否認しているので、Isabella に継承権がなく、したがって Edward にもないというのであった。

この法典の解釈をめぐる論議が Henry V に出てくる。国王の相談相手に選ばれた僧侶たちは、この法典の無効であることを巧みに主張し、そこで一応対仏戦争は法的に正当化される。しかしここで問題が生ずる。Edward III の要求がかりに正当であったとしても、フランスの王位は March 伯に属すべきものであり、Henry V にその請求権がないことは一目瞭然である。サリー法典の無効であることが証明されたとしても、その証明は Henry V にフランス王位を要求する口実をすこしも与えないのである。この点を Shakespeare はすこしも問題にしていない。「王はそれを曲解と知っていながら、内禍を外に転ずるための政策上知らぬ顔をしていたのか、あるいはまったく正義視していたのかそれは解らない。ともかく、本劇では偽善者らしくなく写されている。」⁽²³⁾ それなら Shakespeare 自身は知っていながら知らないふりをしていたのであろうか？ それとも、国民的英雄である Henry V が実は正統の王ではない——この事実を Shakespeare はなるべく言及したくなかったのであろうか？

対仏戦争の正しさを主張しなければならないのに、その正当性を弱めるような場面もある。Canterbury の Archbishop をはじめとして英国の僧侶たちは外国との戦争を望んでいた。Henry IV の時代に、教会は寄附されたすべての土

(23) 坪内逍遙訳『ヘンリー五世』の序文から。

地を国王のものにするという法案が議会に提出された。Archbishop の説明によると、その法案は国内の不穏な形勢のために通過しなかった。それが新国王のもとで再び提出されたのである。

もしそれが通過すれば、われわれは所有の大半を失うことになる。信者たちが遺言で教会に寄附した世俗の土地を全部われわれから取りあげたいのです。 (〈1の1〉)

そこで Henry の関心をそらすために、僧侶たちは対仏戦争を彼にすすめる。彼らが国王をそそのかす動機は彼らの私的な利害にある。対仏戦争の正当化という意図とは矛盾するこのような挿話を、なぜ Shakespeare はわざわざ（あるいは不注意に）与えているのだろうか？

J. D. Wilson も指摘するように⁽²⁴⁾、動機の正当化ということは、作者にとっても当時の観客にとっても、おそらくたいして意味がないことであつたかもしれない。正当化らしい議論が行なわれさえすれば、その議論の内容などはどうでもよいことであつて、サリー法典論議は形式を整えるための挿入にすぎないとも言えよう。さきに引用した Clifford の言葉も示すように、Elizabeth 朝時代の人々にとって、フランスはもともと自分たちのものであり、バラ戦争の間に失われたものであつた。

フランス側の立場に立つ nationalism など問題にならない。Henry VI 第一部における Joan of Arc の戯画化はこのような文脈の中で理解しなければならない。敵方の national hero であるからこそ戯画化が必要であつた。Nationalism というものは相対的なものであつて、現代人の G. B. Shaw はそのよ

(24) J. D. Wilson, *Henry V* (The New Cambridge Shakespeare), Introduction, pp. xxiii-xxiv.

(25) A. A. スミルノフ著、馬上義太郎訳『シェイクスピア——その世界観と芸術』（新英社）、133ページ。なおこのような彼女の描き方は Shakespeare 独自のものではない。“Shakespeare did not originate the conception of Joan as a witch and a harlot. He found this view fully developed in Holinshed, whose authority he rarely questioned.” (*The Reader's Encyclopedia of Shakespeare*, p. 337)

うな相対的な立場に立つことができるけれども、それと同じことを Elizabeth 朝時代の人々に要求することは無理である。Joan of Arc の戯画化を残念がったり、これが Shakespeare の筆になるものではないと考えて安心したりする A. A. Smirnov⁽²⁵⁾ は、いわば「ひいきの引き倒し」を試みていることになる。

前述したように、商業資本は王権と同盟し、国王が軍隊を雇ったり新しい兵器を買ったりするために必要な貨幣を貸し付け（ときには贈与し）た。国王の軍事力を経済的に後押ししたこの資本の略奪的な性格も本章で述べたことと無縁ではない。商人たちの利潤は詐欺・冒険・略奪・暴力などのもたらしたものであり、海賊活動・奴隷貿易・植民地支配などがそれらの具体的な形である。スペインの無敵艦隊を撃破したときに活躍した愛国的国民的英雄たち——F. Drake や J. Hawkins など——は海賊の隊長であった。F. Drake は、南米から金銀を運んでくるスペイン船を襲ってこれを奪った。J. Hawkins は奴隷貿易によって莫大な利益をおさめ、ナイトの位をうけて Sir John Hawkins となった。Elizabeth 女王をはじめ上流社会の人々は進んで海外「商業」に投資した。Martin Luther に言わせると、王侯や商人たちは「全世界を盗奪する盗人たちとぐるになり、他のすべての盗人よりも甚だしく掠める」⁽²⁶⁾のである。

「資本家」という言葉は、しばしば「資本」というカテゴリーの人格化として用いられる。だから現実には必ずしも資本そのものの衝動が資本家の性格とはならない。Venice の（実は London の）大商人 Antonio はキリスト教徒であり Shakespeare ごのみのヒューマニストである。しかしこのことと、彼が全資産を投じた貿易船にあるいは「愛国的」海賊たちが乗りこんでいたかもしれないことと、べつに矛盾はしていないのである。

Shakespeare の愛国情心というメダルを表側には、王権と同盟して国家的統一と独立を助けるという、商業資本に特徴的な諸様相が刻まれているが、その裏側には同じ資本にやはり特徴的な攻撃的略奪的征服的な気質もまた刻まれているように思われるのである。これらの特徴は、言葉の意味を限定すれば、「市民的」ないし「bourgeois 的」と形容して差支えないであろう。　　（完）

(26) 長谷部文雄訳『資本論』第三部第二十章にある引用。